

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和5年1月30日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和5年1月30日（月） 午前10時 2分 開会
午前10時25分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	松本暁彦	委員	安藤 薫
委員	西谷知美	委員	塚本 崇		
議長	福住礼子	副議長	光好博幸		
議員	森西 正				

1. 欠席委員

なし

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 橋本英樹 同局次長 大西健一

1. 案件

摂津市議会の個人情報の保護に関する条例（案）について

(午前10時2分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は西谷委員を指名します。

本日は摂津市議会の個人情報の保護に関する条例案について協議を行います。まず、事務局から説明を受けた後、質疑をお伺いしたいと思います。また、本件につきましては、各会派へ持ち帰っていただき、ご意見等があれば次回の本委員会でお伺いさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、事務局より説明をお願いします。大西局次長。

○大西事務局次長 それでは、ご説明をさせていただきます。事前にお配りさせていただきました条例案をご覧ください。

本件につきましては、一部の条文で執行部と調整中としておりました箇所について、附則部分を除いた条文の調整ができましたことから、本日は改めて条例案の説明をさせていただきます。

それでは、資料1ページをご覧ください。

第1章では、総則としまして、目的や定義等を規定しております。

第1条では、本条例を定めるにあたっての目的、第2条は、個人識別符号や個人情報ファイル、仮名加工情報など、本条例における用語の定義を規定したものでございます。

なお、それぞれの用語については、事前に配付しました用語にかかる資料にも内容等を記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、4ページをご覧ください。

第3条は、個人情報の適正な取り扱いが確保されるよう議会の責務を定めたもの

でございます。

次の第2章では、個人情報等の取り扱いについて規定おります。

第4条は、個人情報を保有するにあたっての制限等について、5ページの第9条は、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じることについて、第12条は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用及び提供してはならないことを定めたものでございます。

次に、9ページをご覧ください。

第3章では、個人情報ファイルについて規定しております。

第17条は、個人情報ファイル簿の作成及び公表の取り扱いについて、定めたものでございます。

個人情報ファイルについては、請願・陳情の署名簿や議員の経歴等を検索できるよう体系的に構成したものといたします。本市議会では議員の経歴等を取りまとめた議員台帳をエクセルで管理しており、この議員台帳が個人情報ファイルに該当することになります。

11月にお示ししました条例案からの変更点としましては、10ページの第17条第2項第1号中の規定を一つ削除しているところです。

条例例では「カ」として、「本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル」という規定が示されておりました。この「議長が定める数」について、法律では、1,000人未満とされております。本市では個人情報を取り扱う場合、一人であっても取り扱いに係る申請書の提出が必要となり、1,000人未満であっても個人情報ファイルの作成を義務づける運用方針をしております。このことから、本

市議会においても執行部との整合性を図るため、当該規定を削除したものでございます。

次に、11ページをご覧ください。

第4章では、開示、訂正及び利用停止について、規定しております。

第1節では、開示について規定しており、第19条は開示請求に係る手続きについて、第20条は開示請求者に対する開示義務について、14ページの第25条は開示決定等の期限について、定めたものでございます。

11月にお示ししました条例案からの変更点としましては、11ページの第20条第1項の中で「〇〇」としていた箇所を削除しております。理由としましては、本市独自の不開示情報がある場合を想定し、「情報公開条例第〇〇条に規定する情報」と記載しておりました。これについて、本市では現行の運用を引き継ぎ、独自の不開示情報は設けない判断をしていることから、本市議会においても執行部との整合性を図るため、不開示情報を想定した文言を削除しております。

また17ページの第30条第1項及び第2項について、一部の文言の修正しておりますのは、執行部の条文に合わせて修正を行ったもので、条文の趣旨に変更はございません。

次に、第2節では、保有個人情報の訂正について規定しております。第31条は訂正請求に係る手続きについて、18ページの第35条は訂正決定等の期限について、定めたものでございます。

次に、19ページをご覧ください。

第3節では、保有個人情報の利用停止について規定しております。第39条は利用停止請求に係る手続きについて、20ペー

ジの第42条は利用停止決定等の期限について、定めたものでございます。

次に、21ページをご覧ください。

第4節では、審査請求について規定しております。第45条は審査会への諮問について、22ページの第46条は第三者からの審査請求を却下又は棄却する場合の手續等について、定めたものでございます。

次に、第5章では、雑則としまして、第47条は適用除外の規定について、23ページの第50条は審議会への諮問について、定めたものでございます。

第6章では、罰則規定について、定めたものでございます。

罰則規定につきましては、条例を制定するにあたりまして地方検察庁との協議が必要となることから、令和4年11月29日に本委員会で確認いただいた後、大阪地方検察庁へ協議を依頼させていただきました。その後、令和5年1月6日付けで大阪地方検察庁より、罰則規定については問題のない旨の回答がありましたので、この内容で制定に向けて進めていきたいと考えております。

最後に、附則といたしまして、本条例の施行期日等を規定しております。附則の「2」及び「3」につきましては、個人情報保護審査会及び審議会への諮問を執行機関側の条例に規定するものでございます。文言につきましては、現在、執行部で立案中となることから、「調整中」としております。

第1回定例会の議案発送後、改めてお示しさせていただく予定をしておりますので、よろしくお願いたします。

以上、摂津市議会の個人情報の保護に関する条例案の説明といたします。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

何か質問があれば、お受けいたします。安藤委員。

○安藤薫委員 1点お聞きします。この間もいろいろと議論をしてきて、今回、一定の方向が取りまとめられ、用語の説明なども示していただいて、非常にわかりやすい資料を提供していただいたことを感謝申し上げます。

今回の議会の個人情報保護条例は、国の個人情報保護法の規定から議会が外されたことで、議会の持つ個人情報をどのように取り扱い、保護していくのかという点で言えば、不可欠な条例だと認識しているわけです。

その上に立って、私たちが問題だと思っているのは、個人情報保護法の中に規定されている匿名加工情報です。匿名加工情報にすれば、個人情報の扱いから外され、一定の公表とともに意見を募集して情報提供し、個人情報を匿名加工情報にすることによって、情報を流通させて利活用しているというものであって、非常に私どもは問題だと思っています。

議会の持っている個人情報は、行政機関が持っている個人情報と比べれば非常に少ないですけれども、ご説明いただいたように議員だけでなく、傍聴者や請願、要望、署名等の名簿なども保有しているわけです。かなり重要なまたその方の信条にも係わるような情報につながりかねない問題になっているわけです。これは匿名加工情報として、これにすれば外部への提供の対象になると捉えるものでしょうか。法律からは外れていますが、あえて条例の中に匿名加工情報の取り扱いの規定が設けられている以上、法律の下で規定されている匿名加工情報の考え方も議会にも当てはまると捉える条例になっているのかにつ

いて、お聞きします。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 匿名加工情報でございます。

安藤委員からのご質問の中にございました、本市議会として、傍聴名簿はございませんので、これは該当しません。この中で可能性があるとするれば、請願の署名の分が、運用上は該当していくのではないかと思います。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員

○安藤薫委員 匿名加工情報の取り扱いについては、市の新たな施行条例、新たな法の下での運用の中で、どうされていくのかは、まだまだ見通しがわかりにくいものがあります。執行部でもどう取り扱うのかあると思いますが、元々の匿名加工情報の出発点は、個人情報を利活用させていくためのものであります。現状でなかなか想定できないならば、あえて匿名加工情報に触れない、もしくは匿名加工情報についての制限をもっと書き込んでいくことが必要だと思います。

もし何か私の捉え方が違うことがあれば、お答えいただけたら。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 安藤委員からのご質問のお答えになっているか定かではございませんけれども、あくまで事務局がこの条例案を作成するときに、他市等も調べながら作成をしております。他市も、匿名加工情報について記載をしているか、していないかと申し上げますと、ほとんどが条文に入れられております。こちらを入れる、入れないにつきまして、事務局といたしましては、特段、入れなければならぬと考えておりませんが、やはり、全国市議会議長

会からの条例例、他市の動向も踏まえ、入れておくほうが、スタンダードでないのかと理解をしております、今回、示させていただいております。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 他の議会も全国市議会議長会が示されている条例例でひな型に沿ったというのは、そうなのかとは思いますが。ただ、議会が特別に個人情報保護法から外されている意味、議会が持っている情報について、これまでの個人情報保護法、従来の摂津市の個人情報保護条例の枠の中で定義をしていくことが、私はいいのではないのかと思っております。匿名加工情報、もしくは従来の個人情報保護の条例がない、仮名加工情報をあえて載せていく必要があるのかと、あえて入れる必要もないと思います。意見として述べておきます。また、検討したいと思います。

○村上英明委員長 ほかございますか。塚本委員。

○塚本崇委員 これは質問ですが、第2条の部分で「この条例において『個人情報』とは、生存する個人に関する情報であつて」と記載されています。議会が保有する個人情報で、例えば、亡くなられた方の情報が含まれている場合が多々あるかと思えます。それに対しては、どういった扱いをされるのか見えないのですけれども、どうお考えかお聞きします。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 例えば1,000人の個人情報がございます、その中のお一人がお亡くなりになられたかどうか、客観的に分かる部分に関しては削除することになりますけれども、全く持って分からない部分に関しては、なかなか対応はしきれ

ないのではないかと考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。その辺は非常に難しいところではあるかと思えます。亡くなられた方のいわゆる、信条とかを表すものが不当に利用されとか、条例外だからと言って不当に扱われることがないように取り計らいをお願いします。

以上です。

○村上英明委員長 ご意見としてお伺いしておきます。

ほかございますか。安藤委員。

○安藤薫委員 理解が不十分な点があるかもしれません。個人情報保護審議会・審査会があるんですが、審議会は制度上の問題を審議していただくものだと思います。やはり条例に規定するのであれば、その辺の個人情報保護審議会もしくは個人情報保護審査会、さらに言えば、情報公開の関係で言うと、本体の個人情報保護審議会に議会が諮問することになります。議会と個人情報保護法の範疇にある取り扱いと、どう分けて考えていくか分からないですが、同じ場所に求めていくということになると思います。これは本当に仮名加工情報とか、匿名加工情報なんだということを、本当に照合できないようになっていてと審議されるのか、どこでやるのかをお聞きしたい。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 安藤委員のご質問のお答えになっているか分かりませんが、審査会・審議会において、基本的に仮名加工情報、匿名加工情報という話をするのは、あまり想定されないのではないかと個人的には思っております。この辺に関

してはまだ、執行部とそこまで詰めておりません。また、いただいたご意見として踏まえ、確認しておきます。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。大西局次長がお答えになっているのは率直なところだと思います。なかなか匿名加工情報の取り扱いについても、おそらく執行部も取り扱いに苦慮されているのではないかと思います。この間の一般質問でお聞きしても、慎重に検討するというお答えだったような覚えがあります。ただ4月1日から法が施行されていくと、法の施行と同時に議会の個人情報保護条例を制定しなくてはいけない、急がないといけないと理解しているわけです。ただ個人情報は個人の基本的な人権にも係わる重大な問題でもあり、慎重に条例づくりをしないといけないと思っています。その上で、匿名加工情報にしたら個人情報から外れるという法の趣旨、そもそも個人情報保護審議会にかけること自体が、適正なのかどうなのかと思っているわけです。そういう点からまだ整理されていない問題、法や条例を自治体としてはなかなか整理しづらい問題がまだまだ残っている中で条例を作っていく上で、少なくともこれまでの摂津市の個人情報保護条例の枠の中で議会がそれを受け継いでやる。その上でもう少し匿名加工情報の取り扱いであるとか、この条例名は保護に關するとありますけど、条文の中には保護という言葉はほぼなくて、取り扱いに言葉が置き換わっているという点から見ても、非常に問題があるんです。その点はもう少し内容を執行部も議会ももっと理解した上で、条例を制定したほうがいいんじゃないかと率直に思いました。制定し

ないわけにはいかないもので、これまでの摂津市の個人情報保護条例を議会用に差し替えてやっていく。その上で、今後、必要に応じて条例の改正もしくは改廃をやるべきではないかと。この間にいろんな人に聞いてみたり、または今日の質問を受けて、なかなかまだはっきりしてないことがある中で、踏み出すのは拙速なような気がしています。

また考えます。議論しましょう。

○村上英明委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは冒頭にお伝えさせていただきました通り、本件は各党派に持ち帰っていただき、ご意見等があれば次回の本委員会でお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします

これで本委員会を閉会します。

(午前10時25分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 西谷知美